

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前		変更後		備考				
				<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>				
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>		<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>						
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) <u>以下の品質マニュアル</u>  <u>①本品質保証計画, ②原子力品質保証規程 (Z-21)</u></p> <p>c) <u>JEAC4111</u> が要求する“文書化された手順” である以下の文書及び記録</p>		<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、原子力安全に対する重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 原子力品質保証規程</p> <p>c) <u>品質管理基準規則</u> が要求する“文書化された手順” である以下の文書及び記録</p>						
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NI-12</u>	原子力安全・統括部	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>AM-19</u>	内部監査室	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>	<u>NI-11</u>	原子力安全・統括部	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前						変更後						備考
d) 組織内のプロセスの <u>効果的</u> な計画, 運用及び管理を確実に実施するために, 必要と決定した <u>記録を含む文書</u> ①以下の文書						d) 組織内のプロセスの <u>実効的</u> な計画, 運用及び管理を確実に実施するために, 必要と決定した <u>手順書, 指示書, 図面等を含む文書及び記録</u> ①以下の文書						
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以降の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文		
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	<u>NI-17</u>	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条		
<u>5.5.3</u>	<u>5.5.3</u>	保安管理基本マニュアル	<u>NM-24</u>	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条</u>	<u>5.4.2</u>	<u>5.4.2</u>	<u>原子力リスク管理基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>二</u>		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	<u>NI-18</u>	原子力安全・統括部	—	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>変更管理基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>二</u>		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	<u>NH-20</u>	原子力人財育成センター	第118条～第120条	<u>5.5.4</u>	<u>5.5.4</u>	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条の3</u>		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	<u>NM-51</u>	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, <u>第87条, 第94条, 第95条, 第108条～第117条, 第120条, 第121条</u>	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	—		
		燃料管理基本マニュアル	<u>NM-52</u>	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, <u>第103条, 第104条, 第120条</u>	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条		
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	<u>NM-54</u>	原子力運営管理部	<u>第87条, 第87条の2, 第88条, 第89条, 第120条, 第121条</u>	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, <u>第88条, 第95条, 第96条, 第108条～第117条, 第120条, 第121条</u>		
		放射線管理基本マニュアル	<u>NM-53</u>	原子力運営管理部	第79条, 第86条, <u>第87条, 第87条の3, 第89条, 第92条～第105条, 第118条～第121条</u>			燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, <u>第104条, 第105条, 第120条</u>		
		<u>保守管理基本マニュアル</u>	<u>NM-55</u>	原子力運営管理部	<u>第90条, 第102条, 第107条, 第107条の2, 第120条</u>			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条</u>		
				放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部			第79条, 第86条, <u>第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</u>				
						<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>第2条の2</u>		
						<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>二</u>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前						変更後						備考
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	<a href="#">NM-21</a>	原子力運営管理部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	—	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	<a href="#">NE-16</a>	原子力設備管理部	<a href="#">二</a>	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	<a href="#">第107条の2</a>		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	<a href="#">NE-14</a>	原子力設備管理部	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—		
		原子燃料調達基本マニュアル	<a href="#">NC-15</a>	原子燃料サイクル部	—			原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	—		
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	<a href="#">NM-13</a>	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54条, 第57条, 第60条, 第63条, <a href="#">第79条</a> , 第81条, 第84条, <a href="#">第86条</a> , <a href="#">第88条</a> , <a href="#">第104条</a> , <a href="#">第105条</a> , 第107条, <a href="#">第107条の4</a> , <a href="#">第107条の5</a> , 第120条		
		運転管理基本マニュアル	<a href="#">NM-51</a>	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条		
(中略)						(中略)						
4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして本 <a href="#">品質保証計画</a> を含む「 <a href="#">Z-21</a> 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。						4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、品質マニュアルとして本 <a href="#">品質マネジメントシステム計画に定める要求事項</a> を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2) 「 <a href="#">原子力品質保証規程</a> 」には、次の事項を含める。 a) <a href="#">品質マネジメントシステムの運用に係る組織</a> b) <a href="#">保安活動の計画, 実施, 評価及び改善</a> c) <a href="#">品質マネジメントシステムの適用範囲</a> d) <a href="#">品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</a> e) <a href="#">品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</a>						

本規程 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所
7.4	調達管理基本マニュアル	NE-14	原子力設備管理部
	原子燃料調達基本マニュアル	NC-15	原子燃料サイクル部
8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部
	運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部

- ②発電所品質保証計画書
- ③要領、要項、手引等の手順書
- ④部門作成文書
- ⑤外部文書
- ⑥上記①②③④⑤で規定する記録

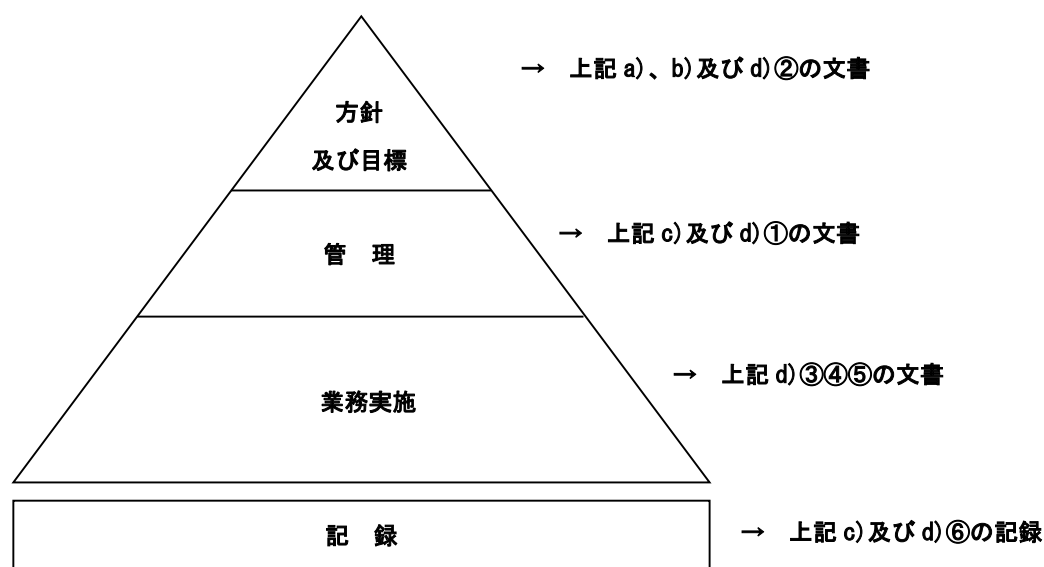


図3：品質マネジメントシステム文書体系図